

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片 山 篤

市町村名 (市町村コード)	久米南町 (663)	
地域名 (地域内農業集落名)	下二ヶ川西地区 (下二ヶ川西・仏教寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年5月1日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢による後継者不足(作業収益が低いため若者の作業者がいない、生活が成り立たないことなどが要因)
- ・基盤整備による効率化

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・生活コストの削減(肥料等の高騰)
- ・労働作業の軽減化
- ・農業機械化への補助金支援(作業・農地規模拡大等の制約や付帯事項が多すぎて活用しにくい)
- ・野菜等の生産は作業が難しく、販売が約束されない
- ・生産コストの低い水稻の買取価格の安定化

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ないなか、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の貸付や売買意向、受け手が決まれば、地区の農業委員や町、農地中間管理機構と連携して担い手への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・状況に応じて地域内で話し合い、農作業の効率化を図るため、必要な基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農事組合法人を中心に、今後も地域の農業を支えていけるよう地域と関係機関が連携して支援していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農事組合法人が中心となって多くの農地の作業を受託し効率化を図り、農業経営を維持できる体制を可能な限り継続していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
③スマート農業への取り組みが必要であるが、基盤整備が完了していないことや資金不足が影響している。
⑧農業用施設を整備するためには、農業の価格安定と補助金支援が必要であり、生活コストの低減も不可欠である。